

福岡市公報

令和7年3月27日 第7131号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市議会委員会条例の一部改正(第48号)	1
○福岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正(第49号)	1

条 例

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第48号

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡市議会委員会条例(昭和33年福岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号ウ中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第6条第2項中「つど」を「都度」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条第1項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項ただし書中「はかる」を「諮る」に改め、同条第3項中「常任委員の申し出」を「常任委員の申出」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同項ただし書中「申し出」を「申出」に、「はかる」を「諮る」に改める。

第18条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第23条第1項中「押印」を「押印を」に改め、同条第2項中「速記法」を「要点筆記又は録音の方法」に、「速記する」を「記録する」に改める。

附 則

この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第2条第2項第4号ウの改正規定 令和7年4月1日

福岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第49号

福岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年福岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第45条第1項中「以下」を「第3項及び第50条において」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日
- (3) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日
(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。